

墓地経営（変更）許可関係提出書類について（個人による申請の場合）

- ※ 申請前に、下記「10」の対象者に対して、計画を周知してください。
(周知方法：個別説明，説明会の開催，標識の設置など)
- ※ 申請書類は原則として2部作成し，市の担当課へ提出してください。
- ※ 農地法等他の関係法令の許認可・届出については，事前に漏れないよう確認を行ってください。

- 1 申請書（施行細則3条関係別記様式1号【新設】，施行細則4条関係別記様式2号【変更】）
「申請の理由」欄に，利用区分として死体の埋葬又は焼骨の埋蔵の別を明記すること。
- 2 墓地及び付近の略図（位置図）（施行細則3条1号【新設】，施行細則4条1号【変更】）
 - ・墓地の区域（墳墓の区域及び関連施設（付帯する，進入路，駐車場，のり面，境界植樹帯等の維持管理施設で経営に必要な施設）が立地する区域）の周囲200m以内の道路，鉄道，河川及び人家等の状況が分かる縮尺1/2,500程度のもの。
 - ・100m境界線を記入すること。
 - ・墳墓の区域の図面（規模に応じ，縮尺1/100から1/500程度のもの）
 - ・関連施設等の図面（規模に応じ，縮尺1/100から1/500程度のもの）
- 3 変更許可の申請の場合は，変更前後の墓地区域の変更内容が分かる図面（施行細則4条3号【変更】）（前号関係の図面）
- 4 土地の登記事項証明書（施行細則3条3号【新設】，施行細則4条4号【変更】）
 - ・申請前3カ月以内のもの。
 - （登記上，一筆となっている土地の一部を墓地とする場合は，許可後速やかに墓地区域を分筆してください。また，実測面積と登記上の面積が異なる場合は，実測面積により申請すること。）
- [土地所有者，権利者の承諾関係]（施行細則3条4号【新設】，施行細則4条5号【変更】）
- 5 土地所有権譲渡承諾書
 - ・申請に係る土地に申請者以外の所有者があるときは，しゅん工（使用開始時）までに申請者に所有権を移転することとし，譲渡承諾書を添付すること。
(なお，基本的には押印は実印とし，印鑑証明書を添付してください。)
- 6 地上権等解除承諾書
 - ・申請時に所有権を制限する物権（地上権，抵当権等）が設定されている場合は，しゅん工（使用開始時）までに解除することとし，解除承諾書を添付すること。
(なお，基本的には，押印は実印とし，印鑑証明書を添付してください。)
- 7 関係図面（施行細則3条6号【新設】，施行細則4条7号【変更】：市長が必要と認める書類）
 - ・用地の現状を把握できるもの
現況図，公図の写し，現況地番図等
 - ・設備等の設置状況（墳墓の形状を含む。）を把握できるもの
配置図，丈量図，姿図，断面図等
 - ・防災，修景等の状況を把握できるもの
法面，植栽等の施工図等

[申請の理由に関する書類] (施行細則3条6号【新設】、施行細則4条7号【変更】：市長が必要と認める書類)

8 墓地の必要性等を示す書類

・墓地を経営する事情及び申請に至る経緯等により、申請の理由を合理的に説明したもの。

9 墓地及び関連施設の維持管理に関する書類 (施行細則3条6号【新設】、施行細則4条7号【変更】：市長が必要と認める書類)

・維持管理を行う者及びその方法、頻度等について記載したもの。

[周知に関する書類]

10 周知結果報告書 (施行細則3条6号【新設】、施行細則4条7号【変更】：市長が必要と認める書類)

・周知内容 (概要)

① 墓地の種類・名称 ② 申請者の住所・氏名等の **経営主体に関する事項**

③ 区域範囲、地番・面積等の **用地に関する事項**

④ 施工区域・面積、墳墓の区域・面積、墳墓の形状、関連施設の概要等の **規模・構造に関する事項**

⑤ 使用開始期日、維持管理の方法等の **経営に関する事項**

⑥ 設計・施工業者、工事開始・しゅん工予定期日、環境汚染防止対策等の **工事に関する事項**

⑦ 関係行政機関への協議・手続き等の状況、設置にあたり配慮した事項など **関連する事項**

・周知対象者 (許可申請前に墓地の設置計画を次の者に周知すること。)

① 墓地の区域に接する土地の所有者

② 墓地区域から100m以内の人家の居住者 (世帯主とする。)、医療提供施設又は社会福祉施設の設置者

※ 医療提供施設：病院・診療所・療養型病床群・介護老人保健施設・助産所のうち、患者等の収容施設を持つもの

※ 社会福祉施設：老人ホーム・児童擁護施設・身体障害者更正施設・母子福祉施設などで入所させて保護を行うもの

③ 関係市町長

・周知方法

個別説明、説明会の開催、標識の設置など

11 個別説明等の概要

12 説明会の開催状況

・上記周知対象者の項①及び②に該当する者が複数いる場合で開催した場合

13 標識の設置状況

・標識を設置する場合は、縦横0.9m四方以上の大きさのものとし、墓地予定地の見やすい場所に工事の完了する日まで設置すること。

・標識には、墓地の名称・所在地、計画概要、使用開始年月日、工事開始予定年月日、しゅん工予定年月日、経営主体の住所・氏名、工事施工業者、申請予定者の連絡先を記載すること。

14 意見書 (施行細則3条6号【新設】、施行細則4条7号【変更】：市長が必要と認める書類) ただし、焼骨のみを埋蔵する場合は、不要。

・上記周知対象者の項②の100m以内の人家あ居住者等の意見であること。

・作成年月日、墓地経営 (変更) 許可申請者名、意見を述べた者の住所・氏名、周知を受けた年月日、墓地の所在地及び意見 (異存なく同意する場合はその旨、条件を付して同意する場合はその条件、同意しない場合若しくはその他の意見の場合はその理由) が記載されていること。

15 意見書取得不能申立書

・意見書を取得できない場合